

グループホーム クベレ指定介護予防認知症対応型共同生活介護・
指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社エス・ワイ・シーが開設するグループホーム クベレ（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援、要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において要支援者、要介護者であつて認知症の状態にある方について、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の持つ個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム クベレ
- 二 所在地 長崎県雲仙市小浜町金浜422番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護従業者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護従業者 8名以上
介護従業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 介護支援専門員 1名（同一敷地外の他の事業所の職務と兼務）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 四 看護師 1名（非常勤）
看護師は利用者に対する日常的な健康管理、利用者の状態判断、通常時及び状態悪化時の医療機関との連絡調整、看取り指針の整備の助言、職員への指導を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一 食材料費
- 二 理美容代
- 三 おむつ代及びその他介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

（入居に当たっての留意事項）

第8条 利用者は介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に 留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 二 利用者は努めて健康に留意すること。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 四 浴室を利用する際には、介護従業者に申し出ること。
- 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（非常災害対策）

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行う。虐待防止に関する責任者を選任し、定期的に委員会を開催して、その結果について従業員に周知徹底を図るとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(協力医療機関)

第12条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関とあらかじめ契約を交わすものとする。また、他の介護老人施設との連携体制及び支援体制の充実に努める。

- | | | | |
|---|---------|---------|--------------------|
| 1 | 協力医療機関 | 医療機関名 | 菅医院、公立小浜温泉病院、口之津病院 |
| | | 歯科医療機関名 | 萩尾歯科医院 |
| 2 | 連携、支援施設 | 施設名 | ろうけんかづさ |

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月10日から施行する。

この規程は、令和6年10月15日から施行する。

この規程は、令和6年11月15日から施行する。